

# 指摘事項

(地域密着型) 特定施設入居者生活介護

令和5年3月

鳥取市福祉部地域福祉課指導監査室

---

# ◎根拠条文

---

## 「条例」

鳥取市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(平成29年12月22日鳥取市条例第51号)

## 「予防条例」

鳥取市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例

(平成29年12月22日鳥取市条例第52号)

## 「地域密着条例」

鳥取市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例

(平成24年12月21日鳥取市条例第45号)

## 「老企第36号」

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について

(平成12年3月1日老企第36号)

# ☆計画の作成

---

■特定施設サービス計画の作成について、介護支援専門員に業務を担当させること。（条例第208条、地域密着条例第140条）

# ☆計画の作成

---

■計画作成担当者が行ったアセスメント及びモニタリングの記録が残されていないため、記録を残すこと。

■利用者及び家族に対するアセスメントが不十分であり、漫然かつ画一的な施設サービス計画（以下「計画」という。）となっている。計画作成に当たっては、適切なアセスメントを実施し、利用者一人一人の状況等に合わせた計画を作成すること。

(条例第208条、地域密着条例第140条)

記録等については条例第217条及び地域密着条例第149条の規定に基づき5年間保存しなければならない。